**令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金＜一般型＞【公募要領】**

**「第3版」から「第4版」（2020年4月27日）への新旧対照表**

2020年4月27日

全国商工会連合会

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 該当ページ（「第3版」のページ数） | 旧（第3版：2020年4月15日公表）　 | 新（第4版：2020年4月27日公表） |
| 表紙・右上 | 第３版：2020年４月15日 | 第４版：2020年4月27日　　 |
| Ｐ２・３行目Ｐ２・５行目Ｐ２・27行目Ｐ２・31行目Ｐ２・35行目 | ―（注８）―（注７）（注８） | （注８）（注９）（注７）法人設立日が2020年１月１日以降である会社（企業組合・協業組合を含む）、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年１月１日以降である個人事業主については、補助上限が100万円に引き上がります。（注８）（注９） |
| Ｐ３・４行目 | ― | 注７） |
| Ｐ９・４行目　　　15行目　　　25行目　　　35行目 | ― | （□「法人設立が2020年1月1日以降である会社（企業組合・協業組合を含む）、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年1月1日以降である個人事業主に該当」） |
| Ｐ15・13行目Ｐ15・19行目 | ※（２）の上限は５０万円。ただし「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた小規模事業者」の場合は、上限１００万円。 | ※（２）の上限は５０万円。ただし「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた小規模事業者」および法人設立日が２０２０年１月１日以降である会社（企業組合・協業組合を含む）、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が２０２０年１月１日以降である個人事業主の場合は、上限１００万円。□　法人設立日が２０２０年１月１日以降である会社（企業組合・協業組合を含む）、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が２０２０年１月１日以降である個人事業主（申請時に「現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書」、または「開業届」の添付が必須です。） |
| Ｐ21・28行目 | ②複数の小規模事業者等による共同実施の中で、「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた事業者」に該当する小規模事業者がいる場合：５０万円×でない小規模事業者等の数＋１００万円×に該当する小規模事業者の数 | ②複数の小規模事業者等による共同実施の中で、（1）「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた事業者」に該当する小規模事業者、（2）法人設立日が２０２０年１月１日以降である会社（企業組合・協業組合を含む）、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が２０２０年１月１日以降である個人事業主がいる場合：５０万円×「上記（1）および（2）」でない小規模事業者等の数＋１００万円×「上記（1）および（2）」に該当する小規模事業者の数 |
| Ｐ22・8行目 | ― | □　法人設立日が2020年１月１日以降である会社（企業組合・協業組合を含む）、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が２０２０年１月１日以降である個人事業主に該当（申請時に「現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書」、または「開業届」の添付が必須です。） |
| Ｐ43・29行目 | 「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者（＊１）については、補助上限額が１００万円となります。 | ①「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者（＊１）、②法人設立日が2020年１月１日以降である会社（企業組合・協業組合を含む）、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年１月１日以降である個人事業主については、補助上限額が１００万円となります。 |
| Ｐ47・2行目 | ― | **＜法人設立日が2020年１月１日以降である会社（企業組合・協業組合を含む）、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年１月１日以降である個人事業主＞****上記の者が補助上限額の引き上げを希望する場合は、「現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書」、または「開業届」の提出が必須となります。** |
| Ｐ68・1行目 | ＜法人設立日が2020年１月１日以降である会社（企業組合・協業組合を含む）、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年１月１日以降である個人事業主＞ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 【会社（企業組合・協業組合を含む）の場】□現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書【必須】 | 原本１部 | ◇申請者の提出日から３か月以内の日付のものに限ります。◇共同申請の場合には、該当する社のみ証明書を提出してください。◇法務局（登記所）発行のみ有効であり、インターネット上で閲覧できるサービスを利用して取得できるサービスを利用して取得できる登記情報には、法的な証明力はなく、証明書としては認められません。 |
| 【個人事業主の場合】□開業届（税務署受付印のあるもの）【必須】 | 写し１部 | ◇電子申告した方は、「メール詳細（受信通知）」を印刷したものを受付印の代用として添付してください◇共同申請の場合には、該当する者のみ提出してください。 |

 |
|  |

以　上